

地域活性化に関する包括連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）、学校法人岐阜済美学院中部学院大学（以下「乙」という。）及び学校法人岐阜済美学院中部学院大学短期大学部（以下「丙」という。）は、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成など地域社会に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）地域福祉の向上に関すること。
- （2）教育、子育て支援に関すること。
- （3）健康づくりに関すること。
- （4）まちづくり、地域の活性化に関すること。
- （5）人材育成に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に規定する連携・協力の具体的内容及び実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 甲、乙及び丙は、連携・協力に当たり知り得た情報について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙及び丙いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和元年5月8日

甲 岐阜市
岐阜市長

柴橋正直

乙 学校法人岐阜済美学院
中部学院大学
学長

古田善伯

丙 学校法人岐阜済美学院
中部学院大学短期大学部
学長

片桐多恵子